

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○公共測量の実施 (用地課)	117
○道路の区域変更 (南丹土木事務所)	〃
○道路の供用開始 (〃)	118
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (山城北土木事務所)	〃

公 告	
○土地改良区の解散認可 (中丹広域振興局)	118
○海岸保全基本計画の変更のための中間案の縦覧 (河川課)	〃
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出 (都市計画課)	119
○道路の位置の指定 (乙訓土木事務所)	〃

## 告 示

### 京都府告示第101号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である向日市長から通知があった。

令和8年3月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 測量の地域  
向日市全域
- 測量の期間  
令和8年3月2日から令和8年3月13日まで
- 測量の種類  
公共測量(道路台帳図データ更新)

### 京都府告示第102号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年3月10日から令和8年3月24日まで縦覧に供する。

令和8年3月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 枚方亀岡線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
亀岡市下矢田町一ノ坪1の5から	前	最小 7.7 <sup>m</sup> 最大 12.5	125.6 <sup>m</sup>
	後	最小 12.4 最大 20.0	
亀岡市下矢田町二丁目213の1まで	後	最小 12.4 最大 20.0	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 京都日吉美山線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
南丹市八木町氷所梅ノ木谷1の1から	前	最小 34.6 <sup>m</sup> 最大 36.9	12.6 <sup>m</sup>
	後	最小 34.9 最大 41.0	
南丹市八木町氷所梅ノ木谷1の1まで	後	最小 34.9 最大 41.0	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年3月10日から令和8年3月24日まで縦覧に供する。

令和8年3月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 京都日吉美山線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
南丹市八木町氷所梅ノ木谷1の1から 南丹市八木町氷所梅ノ木谷1の1まで	令和8年3月10日

- 4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、宇治都市計画下水道事業（昭和53年京都府告示第144号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称  
宇治市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宇治都市計画下水道事業  
京都府木津川流域関連宇治市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和58年12月16日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



京都府告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、宇治都市計画下水道事業（昭和53年京都府告示第144号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称  
宇治市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宇治都市計画下水道事業  
宇治市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和53年3月10日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、舞鶴市西大浦土地改良区の解散を令和8年3月2日認可した。

令和8年3月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊



丹後沿岸海岸保全基本計画を変更するため、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第7項において準用する同条第5項の規定により、当該海岸保全基本計画の変更に係る中間案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該海岸保全基本計画の変更に係る中間案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、舞鶴市役所、宮津市役所、京丹後市役所、伊根町役場及び与謝野町役場において、当該海岸保全基本計画の変更に係る中間案を閲覧することができる。

令和8年3月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 海岸保全基本計画を定める沿岸名  
丹後沿岸
- 2 縦覧場所  
京都府農林水産部農村振興課、京都府農林水産部水産課、京都府水産事務所、京都府建設交通部河川課、京都府商工労働観光部・建設交通部港湾局港湾企画課、京都府中丹東土木事務所及び京都府丹後土木事務所
- 3 縦覧期間  
令和8年3月10日から令和8年3月31日まで



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、精華町蔭山・水落土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

令和8年3月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

氏 名	住 所
久 保 彌	相楽郡精華町大字南稲八妻小字蔭山1
津 路 猛	〃 〃 〃 小字谷ノ池16 ・17合地
久 保 正	〃 〃 〃 〃 31
辻 本 大 介	大阪市西区北堀江四丁目4の1の904号
井 畑 尚 隆	泉南郡岬町淡輪3410の7
楠 本 義 之	和歌山市田屋163の8
國 定 主 征	〃 園部1539の7



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和8年3月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
乙第645号	令 8. 3. 2	京都府乙訓土木事務所	長岡京市金ヶ原金原寺2の2	m 26.4	最小 6.0 最大 6.0